

補助事業のご案内

送信日: 令和5年2月28日

送信枚数: 枚 (送付状を含む)

送付先: 組合員 各位

差出人: 専務理事 前川 肇

〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津7F

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL: 059-225-5981 / FAX: 059-226-5543

TEL:

E-mail : h-maegawa@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>

令和3年度補正予算における繰り越し案件の取り扱い及び

令和4年度補正におけるリピーターの考え方について

令和4年度補正予算について

いつも組合活動にご支援ご協力を賜りありがとうございます。

みだしのことについて別紙のとおりご案内いたします。

なお、令和4年度の補正予算における補助申請の受付は3月24日ぐらいから

始まる予定とのことです。事業をお考えの方は申請の準備をお願いいたします。

全石商 22発第 201 号
2023年2月 17日

都道府県石油組合 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤文彦

令和3年度補正における繰越案件の取扱い及び
令和4年度補正におけるリピーターの考え方について

令和3年度及び令和4年度補正予算事業に係る標記の考え方について、下記の通りとすることでエネ庁石油流通課と合意しましたのでご連絡いたします。

記

1. 令和3年度補正予算「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」に係る繰越案件の考え方

- ①実績報告書が、2023年2月10日迄に提出できないが、2023年12月28日迄に提出できる設備について(添付資料①のうち、「繰越案件A」の例)
→石油協会あて(石油組合経由)に「遅延報告書」を提出し、令和3年度補正事業として継続する(現時点で未提出の場合は、石油協会の指示に従い速やかに提出)
- ②実績報告書が、2023年12月28日までに提出できない設備について(添付資料①のうち、「繰越案件B」の例)
→石油協会あて(石油組合経由)に「計画変更等承認申請書」により「取り下げ」手続きを行い、令和4年度補正事業に再申請する

2. 令和4年度補正予算「SSの事業再構築・経営力強化補助事業」に係るリピーター申請の補助率の考え方

リピーターの補助率については、2022年11月11日付文書「2022(令和4)年度第2次補正予算案(石油流通関係)について」において、「※2021(令和3)年度補正予算による「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」を活用した事業者の補助率は、中小企業 1/2、非中小企業 1/4 とする」と案内しておりましたが、下記の通りに変更となります。

(1)リピーターの判断は、事業者単位ではなく「設備単位」とする

(主旨)

事業者単位とした場合、例えば、1SS事業者が、R3補正でローリー、R4補正で洗車機を申請する場合1/2補助(中小の場合)となるが、設備単位とした場合、当該申請事

業者から見れば洗車機は新規の申請となるので2/3補助(中小の場合)として取り扱うものとする。1SS事業者等の小規模事業者の支援強化につなげるために「設備単位」とするもの。

(2) 具体的ケース

① R3年度補正と同一設備を R4 補正で申請する場合は「リピーター扱い」とする

(例) R3補正(洗車機)→R4補正(洗車機)=リピーター扱い(中小 1/2、非中小 1/4)

※なお、R3年度補正と異なるSSの申請であっても、同一設備を申請する場合は「リピーター扱い」とする

② R3年度補正を利用している事業者でも、R4補正で異なる設備を申請する場合は「新規扱い」とする

(例) R3補正(ローリー)→R4補正(洗車機)=新規扱い(中小 2/3、非中小 1/3)

※なお、上記1. の「繰越案件A」対象者についても①及び②は同様の取扱いとする。

③ 上記1. の「繰越案件B」の例で、R3年度補正を取り下げた場合で、R4年度補正に「同じ設備」を再申請した場合も、「新規扱い」とする(補助率は、中小 2/3、非中小 1/3)

④ 繰り越し手続きに関わらず、既に「取り下げ」した事業者がR4年度補正に「同じ設備」を再申請した場合も、「新規扱い」とする(補助率は、中小 2/3、非中小 1/3)

・申請要件:1企業2SSまで。1SSの申請設備は4設備まで(R3補正と同様)。

・中核SS限定の補助対象設備である自家発電設備は4設備から除くものとする。

3. 「燃料安定供給計画書」様式について

なお、2022年11月11日付文書における「燃料安定供給計画」(仮称)の作成」及び「地元自治体や地元石油組合の同意書等」の様式につきましては、添付資料②の通りとなりましたので、併せてご確認ください。

※次の3点を添付することになります。

①燃料安定供給計画書

②同意書((地方自治体、石油組合、その他のうち、いずれかを添付)

③燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真

以上

担当:企画調査グループ 藤井、田辺、富永、直井、伊藤

03-3593-5836

全石連正副会長・支部長・理事
石油協会正副会長・理事
都道府県石油組合理事長
全国油政連正副会長・理事
都道府県油政連会長

} 各位

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 加藤文彦

2022 (令和 4) 年度第 2 次補正予算案 (石油流通関係) について

11 月 8 日、2022 (令和 4) 年度補正予算案が閣議決定されました。石油流通関係予算につきまして、ご連絡いたします。(計 9 枚)

2022 (令和 4) 年度補正予算案 (石油流通関係) : 182.5 億円

※なお、2022 (令和 4) 年度補正予算案の内容 (予算額、補助対象、補助率等) は現時点のものであり、今後国会の予算審議等を経て確定するものであることを念のためお断りしておきます。

I. S S の事業再構築・経営力強化事業 【180.0 億円】

- カーボンニュートラル社会に向けて、燃料供給を継続していくための計画を策定することを前提として、S S のデジタル化に資する設備や配送効率化に資する設備、計量器や地下タンク・配管などの設備等への設備投資や人材育成を支援

1. 共通事項

【1】 予算額 / 補助対象設備

◇補助対象設備及び当該設備毎の予算額は次のとおり

①ペーパー回収設備	3.5 億円
②地下タンク更新	21.0 億円
③地下タンク撤去等	5.9 億円
④省エネ型洗車機	58.5 億円
⑤官公需システム	0.4 億円
⑥POS システム	30.0 億円
⑦省エネ型ローリー	41.1 億円
⑧タブレット型給油システム	4.7 億円
⑨灯油タンクスマートセンサー	1.6 億円
⑩中核 S S 自家発電設備	6.1 億円
* 経営力強化人材育成 (注)	5.0 億円
小計	177.9 億円

← デジタルサイネージを含む予定。

事務費 2.2 億円
合計 180.0 億円

(注) S Sの事業再構築・経営力強化に向けた研修を開催

【2】 補助対象者

◇揮発油販売業者とする ※品確法登録事業者を対象

・補助対象設備によっては、揮発油販売業者以外の者を補助対象者に追加する場合あり

※予算を超える応募があった場合の考え方

補助率按分方式とする

- ・申請案件すべてを採択（要件不備案件等は除き、補助要件を満たす案件は全て採択（中核 S S 自家発電設備は申請受付順に採択））
- ・予算を超える場合は、補助率を按分（超過相当分）の上で採択（中核 S S 自家発電設備、人材育成を除く）

【3】 補助率

(中核 S S 自家発電設備以外の設備)

中小企業 2 / 3

非中小企業 1 / 3 ※大企業、元売販社、全農 等

※「みなし大企業」に該当する中小企業者は非中小企業の補助率を適用

※2021（令和 3）年度補正予算による「脱炭素社会における燃料安定供給対策事業」を活用した事業者の補助率は、中小企業 1 / 2、非中小企業 1 / 4とする

(中核 S S 自家発電設備)

10 / 10

【4】 補助上限額

◇補助上限額の算定

補助対象経費 × 2 / 3 = 補助上限額 ※中小企業の場合。非中小企業は 1 / 2 を乗じた額

◇また補助上限額の考え方は次のとおり

・補助対象設備毎に補助上限額を設定する（1 S S あたり及び 1 事業者あたり）

- ・①～⑨の設備については、特定の事業者が集中して申請することなく、1 S S 事業者を含め、広くあまねく利用してもらうことが適切。このため、同一事業者における補助対象設備の申請件数について上限を定める
- ※補助対象設備の申請件数（上限）は 1 事業者あたり：2 S S、S S 毎に 4 設備までとする

【5】 「燃料安定供給計画」(仮称) の作成

◇当該補助事業の申請にあたっては、「燃料安定供給計画」(仮称) を作成するとともに、地元自治体や地元石油組合の同意書等を得ていること等が必須要件

※燃料安定供給計画、石油組合同意書の記載内容については検討中

■スケジュール（予定）

2022年10月28日（金）	物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策／閣議決定
2022年11月8日（火）	2022（令和4）年度補正予算案／閣議決定
2022年12月上旬	補正予算成立（見込み）
2022年12月or翌1月	執行団体の採択
2023年1月or2月	交付決定・繰越等の手続
2023年2月or3月	執行団体による事業者向け補助事業公募開始

2. 補助対象設備毎の補助要件等

【1】ペーパー回収設備 【3.5億円】

●ペーパー回収設備の導入を支援

- ①補助対象者：揮発油販売業者
- ②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3
- ③補助対象設備：ペーパー回収設備（計量機、荷役設備）・設置工事
- ④補助上限額：1SSあたり：600万円、1事業者あたり：1,200万円

※補助上限額の算定にあたっては、差分補助ではなく補助対象経費全額を算定ベースとする

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【2】地下タンク更新 【21.0億円】

●災害時に備えた、SSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンク・地下配管の更新を支援

- ①補助対象者：揮発油販売業者
- ②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3
- ③補助対象設備：
 - ア) 地下タンク更新工事（地下タンク本体も補助対象とする）
 - イ) 地下配管更新工事（地下配管単独の入替工事も認める）
- ④補助上限額：
 - ア) 地下タンク更新工事 1SSあたり：3,000万円
 - イ) 地下配管更新工事 1SSあたり：2,000万円

※補助上限額の算定にあたっては、差分補助ではなく補助対象経費全額を算定ベースとする

【3】地下タンク撤去 【5.9億円】

●地下タンクの撤去や地下タンクからの危険物漏洩防止のための補強工事を支援

①補助対象者：揮発油販売業者

②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備：

ア) 地下タンク撤去工事

イ) 漏洩防止対策工事

a) 危険物漏えい未然防止事業

i) 内面ライニング施工工事

ii) 電気防食システム設置工事

b) 危険物漏えい早期検知事業

iii) 精密油面計設置工事

iv) 統計学による漏えい監視システム設置工事

④補助上限額：

ア) 地下タンク撤去工事 1 S Sあたり：1,000万円

イ) 漏洩防止対策工事

a) 危険物漏えい未然防止事業

i) 内面ライニング施工工事 1 S Sあたり：1,000万円

ii) 電気防食システム設置工事 1 S Sあたり：500万円

b) 危険物漏えい早期検知事業

iii) 精密油面計設置工事 1 S Sあたり：300万円

iv) 統計学による漏えい監視システム設置工事 1 S Sあたり：300万円

※補助率については、申請給油所が立地している地域に関わらず同一の補助率を適用

※イ) 漏洩防止対策工事については規制対象年度ではない地下タンクを対象とする。

※同一 S Sにおいて、40 年対応で油面計を補助金で設置した後 50 年対応で内面ライニング施工工事もしくは電気防食工事を行う場合は、油面計に係る財産処分（残存簿価相当額の返還等）を行った上で申請を認める（現行運用通り）

【4】省エネ型洗車機 【58.5億円】

●省エネ型洗車機の導入を支援

①補助対象者：揮発油販売業者

②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3

③補助対象設備：省エネ型洗車機・設置工事

④補助上限額：1 S Sあたり：1,000万円、1 事業者あたり：2,000万円

【5】官公需システム 【0.4億円】

●官公需システムの導入を支援

①補助対象者：石油組合、揮発油販売業者

⇒石油組合を補助対象者とする場合、揮発油販売業者（SS）は間接補助事業者となる

この場合、石油組合が補助対象設備の設置場所・台数等について適正に管理する必要

②補助率：石油組合 2 / 3

③補助対象設備：官公需システム設置費（タブレット、レシート発行機、カードリーダー）

④補助上限額：

1 組合あたり：2,000 万円 ※ 4 組合相当分

1 組合あたりの対象 SS 数：200 SS 相当

※補助対象設備については新規導入もしくはリプレイス（既存組合）も可とする

【6】POSシステム 【30.0億円】

●POSシステムの導入・更新や、車番認証システム等の導入を支援

①補助対象者：揮発油販売業者

②補助率：中小企業 2 / 3、非中小企業 1 / 3

③補助対象設備：

ア) POSシステム設置工事

・POS 本体・付属機器、屋外機器（外設 POS、釣銭機）、設置工事

イ) 車番認証システム等設置工事

・車番認証システム設置工事、デジタルサイネージ設置工事

④補助対象経費上限額：

ア) POSシステム設置工事

①セルフSSの場合（フルSSのセルフ化含む）

1 SSあたり：1,000 万円

1 事業者あたり：2,000 万円

②フルSSの場合

1 SSあたり：300 万円

1 事業者あたり：600 万円

イ) 車番認証システム等設置工事

1 SSあたり：300 万円

1 事業者あたり：600 万円

※ア) POSシステム設置工事において、申請事業者（複数SS運営）がセルフSSとフルSS
双方の改造申請する場合の1事業者あたりの補助上限額は2,000万円とする

■災害協力要件

・以下の災害協力要件を満たすこと

- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること

【7】省エネ型ローリー 【41.1億円】

●省エネ型ローリーの導入を支援

- ①補助対象者 ※現行同様
揮発油販売業者、石油販売業者（小口配送拠点及び酒配送拠点事業者）
- ②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3
- ③補助対象設備：省エネ型ローリー（油種は制限しない）
- ④補助上限額 ※現行同様
 - ・1事業者1台の申請に限る
 - ・タンク容量が10KL未満のローリー：400万円/台
 - ・タンク容量が10KL以上のローリー：1,000万円/台

■災害協力要件

- ・以下の災害協力要件を満たすこと
- ①災害が発生した場合等は、災害時情報収集システムにより被害状況等の報告を行うこと
- ②SS設備や従業員の安全確保の上地域住民等に可能な限り給油を継続すること
- ③災害時情報収集システムの報告訓練に協力すること
- ④各都道府県組合の保有ローリーリストに追加し管理すること

【8】タブレット型給油システム 【4.7億円】

●タブレット式給油許可システムの導入による省人化やデジタル化を支援

- ①補助対象者：揮発油販売業者 ※現行同様
- ②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3
- ③補助対象設備：タブレット型給油システム・設置工事
- ④補助上限額：1SSあたり：200万円、1事業者あたり：400万円

【9】灯油タンクスマートセンサー 【1.6億円】

●家庭等の灯油タンク（ホームタンク）等にスマートセンサーを設置して、在庫量の自動検知化を図ることにより、ローリーの計画配送や配送要員の効率的配置など燃料配送の合理化に資する取組を支援

- ①補助対象者：揮発油販売業者 ※現行同様
- ②補助率：中小企業2／3、非中小企業1／3
- ③補助対象設備：灯油タンクスマートセンサー・設置工事
- ④補助上限額：1事業者あたり：875万円

【10】中核SS自家発電設備 【6.1億円】

- 中核SSの自家発電設備の更新を支援
- ①補助対象者：中核SS
- ②補助率：10/10
- ③補助対象設備：自家発電設備
- ④補助上限額：1SSあたり：250万円

【11】経営力強化人材育成 【5.0億円】

- SSの事業再構築・経営力強化に向けた研修を開催（※事業内容は検討中）

II. 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業

(うち石油タンク分) 【2.5億円】

- 避難所や医療・福祉施設等の社会的重要なインフラへの燃料備蓄を推進すべく、石油タンク及び自家発電設備等の設置を支援
- ①補助対象者：地方公共団体・民間企業等
- ②補助率：中小企業：2/3、地方公共団体及びその他民間企業等：1/2

【添付資料】

2022（令和4）年度補正予算案額PR資料（石油流通課）2枚

以上
(担当) 企画調査グループ 藤井、田辺、富永、直井
03-3593-5836

R3補正(繰越し案件)／R4補正(リピーターの取扱い)の考え方

R3補正予算

※事故繰越しの取扱い

2023.2.10

通常案件

2023.2.10迄に
実績報告書提出

補助金
交付

繰越案件A

遅延報告
書提出

2023.12.28(調査票に記載した期日)迄に実績報告書
が提出できる繰越案件

補助金
交付

繰越案件B

2023.12.28 (調査票に記載した期日)迄に実績報告書
が提出できない繰越案件

取下げ
申請提出

R4補正
再申請

R4補正公募期間中
に申請する必要

R4補正予算

※リピーターの判断は「設備単位」

(2023.2.10までに確定)

- ・申請要件: 1企業2SSまで、1SSの申請設備は4設備まで(R3補正と同様)。
- ・R3補正と異なるSSに設置する場合でも、同一設備を申請する場合はリピーター。
- ・中核SS限定の補助対象設備である自家発電設備は4設備から除くものとする。

R3補正申請設備	補助率
洗車機	1/2
□ーリ-	2/3
□ーリ-	1/2
洗車機	2/3
□ーリ-	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3

R4補正申請設備	補助率
洗車機	1/2
□ーリ-	2/3
□ーリ-	1/2
洗車機	2/3
□ーリ-	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3
洗車機	2/3

新規申請者

添付資料①

2023年2月 金石連

2023.12.28



(細則様式1)

年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部
石油流通課課長 殿

(運営者：揮発油販売業者、石油販売業者、給油所名)
氏名又は名称
及び代表者名 ㊟

運営者と所有者が同じ場合は、「運営者」の欄に記入。
(所有者)
氏名又は名称
及び代表者名 ㊟

給油所名

燃料安定供給計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、SSの事業再構築・経営力強化事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記のとおり取り組むことで、事業再構築や経営力強化を図り、当該補助事業の交付決定日を含む当該事業年度から8年以上にわたり、SS事業を継続し、立地地域に必要な燃料の安定供給を果たします。

記

1. 燃料安定供給に向けた基本方針

- ①人命の安全（従業員・顧客）を最優先とします。
- ②自社の健全経営の維持・事業継続を図ります。
- ③地域社会の一員として、地域行政等との連携・協調のもと、公平かつ適切な燃料供給を行います。
- ④カーボンニュートラル社会に向けたSSの事業再構築・経営力強化を図り、石油製品の安定供給体制を確保します。
- ⑤災害時等においては二次災害等の防止に努め、安全かつ迅速な燃料供給体制を構築します。

2. 燃料安定供給に向けた取組等（それぞれ具体的に記載してください）

- ①地域における燃料安定供給に向けた課題
（自社の事業継続、地域における燃料安定供給に支障を来しうる課題を網羅的に記載してください）
（想定される内容）
販売量・売上の減少に伴う収支悪化、施設・設備の老朽化、人手不足、災害対応 等
- ②課題解決に向けた取組・対応方針
（想定される内容）
セルフ化による固定費削減・人手不足解消、老朽化設備の更新、災害対応力強化 等
- ③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果
（想定される内容）
必要資金が確保でき整備可能となった、事業再構築に向けた他の投資が可能となった 等

①地域における燃料安定供給に向けた課題

②課題解決に向けた取組・対応方針

③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

(注) これらの記載事項については、事業実施後に対応状況の調査やヒアリング等を行う場合があります。

3. 同意書等の添付（当該補助事業に係る書類（2点）の添付をお忘れなくお願いします）

確認欄	添付書類の名称
	SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> ①地方自治体（ <input type="checkbox"/> 総合計画等あり・ <input type="checkbox"/> 総合計画等なし） <input type="checkbox"/> ②石油組合 <input type="checkbox"/> ③その他（ ）
	燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真

（注）

- ・添付したことを確認するために、確認欄に「○」印を記入ください。
- ・SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る同意依頼書については、同意者に対応した項目にチェック☑してください。なお、「①地方自治体」の場合は総合計画等の有無の区別についてもチェック☑してください。また、「③その他」の場合は同意を得た機関名（例：●●消防署、◆◆自治会等）をカッコ内に記入してください。
- ・燃料油激変緩和事業広報ステッカー貼付写真については以下に留意してください。
- ・撮影日時入りの写真であること
- ・添付する写真は、①申請給油所であることが確認できる給油所名称が特定できる写真②ステッカーを貼付している計量機や釣銭機又はセールスルーム（チラシ等の場合）等の写真を添付すること

4. 補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）全国石油協会に報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

 [石油協会記入欄]

補助対象設備等

①ペーパー回収設備	②地下タンク等入換	③漏えい防止対策	④省エネ型洗車機
⑤POSシステム	⑥省エネ型ローリー	⑦タブレット型給油許可システム	⑧灯油タンク等スマートセンサー
⑨自家発電機(中核SS)			

補助対象設備等設置状況確認調査

第1回		第2回		第3回		第4回	
備考							

(様式) 地方自治体 (総合計画ありの場合)

年 月 日

(あて先) ●●市区町村長 殿

(依頼者)

住 所 :

名称(氏名) : _____ ㊞

担 当 者 :

電 話 :

SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る
同意依頼書

当社(私)は、「●●●市(区町村)●●●計画」(添付)及び「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。

標記事業を利用するにあたっては、SSの事業再構築・経営力強化補助事業業務方法書第●条第●項第●号の規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。

記

- ・給油所名 :
- ・給油所住所 :
- ・設置する設備 :

1.	3.
2.	4.

年 月 日

上記依頼について同意します。

同意者名または部署名 _____ ㊞

担当 : ●●●部●●●課 氏名 : ●●●● TEL、メールアドレス

※①留意事項 : 本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

②問合せ先 : 経済産業省 資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320

(様式) 地方自治体 (総合計画なしの場合)

年 月 日

(あて先) ●●市区町村長 殿

(依頼者)

住 所 :

名称(氏名) : _____ ㊟

担 当 者 :

電 話 :

SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る
同意依頼書

当社(私)は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。

標記事業を利用するにあたっては、SSの事業再構築・経営力強化補助事業業務方法書第●条第●項第●号の規定により、自治体からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。

記

- ・給油所名 :
- ・給油所住所 :
- ・設置する設備 :

1.	3.
2.	4.

年 月 日

上記依頼について同意します。

同意者名または部署名 _____ ㊟

担当 : ●●●●部●●●課 氏名 : ●●●● TEL、メールアドレス

※①留意事項 : 本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

②問合せ先 : 経済産業省 資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320

(様式) 石油組合の場合

年 月 日

(あて先) ●●県石油商業組合 理事長 殿

(依頼者)

住 所 :

名称(氏名) :

Ⓜ

担 当 者 :

電 話 :

SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る
同意依頼書

当社(私)は、「燃料安定供給計画書」(添付)に基づき、給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。

同事業を利用するにあたっては、SSの事業再構築・経営力強化補助事業業務方法書第●条第●項第●号の規定により、石油商業組合の同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。

記

- ・給油所名 :
- ・給油所住所 :
- ・設置する設備 :

1.	3.
2.	4.

年 月 日

上記依頼について、同意します。

同意者名 ●●県石油商業組合 理事長 (理事長名) Ⓜ

※留意事項：本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

(様式) その他の場合 (例: 消防署、自治会等)

年 月 日

(あて先) ●● (例: 自治会長) 殿

(依頼者)

住 所:

名称(氏名): _____ ㊞

担 当 者:

電 話:

SSの事業再構築・経営力強化補助事業に係る
同意依頼書

当社(私)は、「燃料安定供給計画書」に基づき、下記給油所の運営を継続し地域に必要な燃料の安定供給に取り組んでいくため、標記事業を活用し下記設備を設置する予定としております。

標記事業を利用するにあたっては、SSの事業再構築・経営力強化補助事業業務方法書第●条第●項第●号の規定により、自治体(自治会長含む)からの同意が必要となりますので、同意下さいますようお願い致します。

記

- ・給油所名:
- ・給油所住所:
- ・設置する設備:

1.	3.
2.	4.

年 月 日

上記依頼について同意します。

同意者名 ●● (自治会長名) ㊞

※①留意事項: 本認定とは別に、補助事業実施機関による審査があります。

②問合せ先: 経済産業省 資源エネルギー庁 石油流通課 TEL:03-3501-1320

燃料油激変緩和事業 広報ステッカー貼付写真 提出用紙

社名及び 給油所名	
給油所住所	

写真1（給油所名称が特定できる日付入り写真）

写真貼付

写真2（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真①）

写真貼付

写真3（ステッカーを貼付している計量機、セールスルーム等の日付入り写真②）

写真貼付